

# 一般財団法人公認心理師試験研修センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人公認心理師試験研修センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公認心理師法に則り、公認心理師の国家試験及び登録に関する事業を行うとともに、公認心理師の資質向上のため、研修事業及び公認心理師に係る必要な支援事業を行い、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公認心理師の国家試験及び登録に関する事業
- (2) 公認心理師の資質向上のための研修事業
- (3) 公認心理師制度の推進を図るための調査、啓発等に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者（村瀬嘉代子）は、現金 300 万円をこの法人の設立に際して拠出する。

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会の決議により定めたものとする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を得なければならない。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の理事会の承認を得た書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については決議を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(剰余金の不分配)

第9条の2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

#### 第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第2条第3号の公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 13 条 評議員に対して、各事業年度の総額が 200 万円を超えない範囲で、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会として開催することができる。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、理事長は、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって、評議員会の日の 7 日前までに、各評議員に対してその通知を発しなければならない。ただし、あらかじめ評議員の承諾を得た場合は、書面に代えて電磁的方法により通知を発することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手續

を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外

(5) その他法令に定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに当たっては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数の上限を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に当該上限に達するまでの者を選任することとする。

4 前各項の規定にかかわらず、理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

(評議員会運営規則)

第 21 条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により定める評議員会運営規則による。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 2 名以内を代表理事として理事会の決議により選定することができる。

3 代表理事を理事長とする。ただし、代表理事が複数の場合は、理事会の決議により 1 名

を理事長とする。

- 4 理事長以外の理事5名以内を一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「執行理事」という。）として理事会の決議により選定することができる。
- 5 前項で選定した執行理事の中から、副理事長、専務理事、常務理事として各1名を理事会の決議により選定することができる。

#### （役員を選任）

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### （役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事

の任期は、在任する理事の任期の残存期間と同一とする。

- 4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会の決議により別に定める総額の範囲で、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員等の責任の免除又は限定)

第 29 条 この法人は、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の一般法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

- 2 この法人は、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る。)又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、執行理事、副理事長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職
- (4) その他理事会において決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第 31 条の 2 理事会は、毎事業年度終了後 3 か月以内及び翌事業年度開始前 3 か月以内に開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により定める理事会運営規則による。

## 第 8 章 委員会等

(委員会)

第 37 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議により選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

(顧問)

第 38 条 この法人に、任意の役職として、3 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会の決議により行う。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は、理事会の決議により定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な使用人は、理事会の決議を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 12 章 雑則

(委任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の

決議により別に定める。

#### 附則

(設立時評議員)

第1条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 佐藤隆夫、竹田契一、徳丸 享

(設立時役員)

第2条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 村瀬嘉代子、石隈利紀、上野一彦、奥村茉莉子、織田正美、子安増生、  
下山晴彦、鶴 光代、長崎 勤、中嶋義文、野島一彦、松野俊夫、宮脇 稔

設立時代表理事 村瀬嘉代子

設立時監事 市川伸一、大熊保彦

(最初の事業年度)

第3条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 26年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第4条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度に係る事業計画及び収支予算)

第5条 この法人の最初の事業年度に係る事業計画及び収支予算は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

#### 附則

- 1 この定款は、平成 25年(2013年)4月1日から施行する。
- 2 この定款は、平成 29年(2017年)6月2日から改正施行する。
- 3 この定款は、令和 2年(2020年)6月4日から改正施行する。
- 4 この定款は、令和 4年(2022年)6月14日から改正施行する。
- 5 この定款は、令和 5年(2023年)6月13日から改正施行する。
- 6 この定款は、令和 6年(2024年)6月11日から改正施行する。